

【新旧対照表】 JAL カード会員規約（個人用）の主な改定箇所（下線部分が改定箇所です。）

改定前	改定後
第 4 条（会員規約およびその改定ならびに承認）	第 4 条（会員規約およびその改定ならびに承認）
4. 本規約の変更については、当社から書面またはその他の方法で変更内容を通知した後にカードを利用したときは、変更内容または新会員規約を承認したものとみなします。	4. <u>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、次項に定める方法により、本規約を変更することができるものとします。</u>
（新設）	(1) <u>変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u>
（新設）	(2) <u>変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u>
（新設）	5. <u>当社は、あらかじめ変更後の内容を当社の Web サイトにおいて公表する方法または通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員がカードを利用したときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。なお、本規約と明示的に相違する規定または特約がある場合は、当該規定または特約が優先されるものとします。</u>
第 16 条（個人情報の開示・訂正・削除の請求）	第 16 条（個人情報の開示・訂正・削除の請求）
（新設）	3. <u>本条に関する請求は本規約末尾の「お客さまサービスセンター」へ連絡するものとします。</u>
第 18 条（当社または特約店等の営業案内の中止の申し出）	第 18 条（当社または特約店などの営業案内の中止の申し出）
当社は、会員が第 14 条（2）④に定める営業案内について中止を申し出た場合、カード・会員誌等と同封されるパンフレット類および基本的なクレジットカード業務を行うために必要な案内を除き、これを中止するものとします	当社は、会員が第 14 条（2）④に定める営業案内について中止を申し出た場合、カード・会員誌などに同封されるパンフレット類および基本的なクレジットカード業務を行うために必要な案内を除き、これを中止するものとします。 <u>なお、本条に関する申出は本規約末尾の「お客さまサービスセンター」へ連絡するものとします。</u>
第 20 条（個人情報に関する問合せ）	（削除）
個人情報の開示・訂正・削除請求等の個人情報に関する問合せや、宣伝印刷物の送付等の営業案内の中止の申し出は、規約末尾の「お客さまサービスセンター」へ連絡するものとします。	